

青森県報

第四千三百七十九号

平成二十九年
十一月二十四日
(金曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による医療機関の指定……………(健康福祉課) ……一
- 生活保護法による指定医療機関の名称変更の届出……………(同) ……一
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……一
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定……………(同) ……二
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の名称変更の届出……………(同) ……二
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退……………(障害福祉課) ……三
- 公共測量の実施……………(監理課) ……三
- 右 同……………(同) ……三
- 漁船保険付保義務の発生……………(下北地域) ……三
- 建設業者の許可の取消し……………(東青地域) ……四
- 右 同……………(中南地域) ……四

告 示

青森県告示第八百一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十九年十一月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
津軽保健生活協同組合 健生クリニック	弘前市大字扇町二丁目二の二	平成二九・一〇・一
岩木診療所	弘前市大字真土字勝剣林三五八の一	〃
津軽保健生活協同組合 健生病院	弘前市大字扇町二丁目二の二	〃
ファルマ弘前薬局	弘前市大字扇町二丁目二の一〇	〃
かみむらクリニック 泌尿科・内科	五所川原市中央五丁目一一九の一	二九・一〇・二
ベイ薬局中央店	五所川原市中央五丁目一一九の二	二九・一〇・一
スマイル薬局野辺地店	上北郡野辺地町字野辺地六八の一	〃

青森県告示第八百一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十九年十一月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

区 分	名 称	所 在 地	変 更 年 月 日

変更前	稲村歯科医院	三戸郡南部町大字下名久井字 如来堂六の一〇	平成 二九・八・七
変更後	イナムラ歯科医院		
変更前	ハッピー調剤薬局広田店	五所川原市大字姥范字船橋二 四二の六	二九・九・一
変更後	ハッピー調剤薬局五所川原 広田店		
変更前	ハッピー調剤薬局鰯ヶ沢店	西津軽郡鰯ヶ沢町大字舞戸町 字下富田五七の二	〃
変更後	ハッピー調剤薬局青森鰯ヶ 沢舞戸店		
変更前	ハッピー調剤薬局剣吉店	三戸郡南部町大字剣吉字堰合 一五の四	〃
変更後	ハッピー調剤薬局青森剣吉 店		

青森県告示第八百三三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十九年十一月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	藤屋薬局 瀬尾歯科医院	所 在 地	弘前市大字浜の町西二丁目三の六 十和田市西四番町一二の四二	廃止年月日	平成二九・七・二九 二九・三・二六
-----	----------------	-------	----------------------------------	-------	----------------------

青森県告示第八百四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配

偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十九年十一月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	ベイ薬局中央店 スマイル薬局野辺地店	所 在 地	五所川原市中央五丁目一一九の二 上北郡野辺地町字野辺地六八の一	指定年月日	平成二九・一〇・一 〃
-----	-----------------------	-------	------------------------------------	-------	----------------

青森県告示第八百五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十九年十一月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

区 分	名 称	所 在 地	変 更 日
変更前	ハッピー調剤薬局広田店	五所川原市大字姥范字船橋二 四二の六	平成 二九・九・一
変更後	ハッピー調剤薬局五所川原 広田店		

青森県告示第八百六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

平成二十九年十一月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定辞退年月日
仙真堂薬局八戸日赤前店	八戸市大字田面木字下田面木四二の一	平成二九・一〇・三
仙真堂薬局青森労災病院前店	八戸市大字白銀町字南ヶ丘二の六	〃

青森県告示第八百七号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十一月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関
国土交通省東北地方整備局岩木川ダム統合管理事務所
- 二 測量の種類
公共測量（航空レーザ）
- 三 測量の期間
平成二十九年十月三十日から平成三十年一月三十一日まで
- 四 測量の地域
黒石市大字板留、平川市小国地内

青森県告示第八百八号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十一月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関
八戸市
- 二 測量の種類
公共測量（一級水準測量）
- 三 測量の期間
平成二十九年十一月一日から平成三十年三月二十三日まで
- 四 測量の地域
八戸市

青森県告示第八百九号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めたので、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

平成二十九年十一月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	加入区の名称
下北郡大間町大字大間字大間平一七の二二三 田中 勝	大間
下北郡大間町大字大間字下手道二五の六 新田 慶次郎	

下北郡大間町大字大間字細間二三の六八

小鷹 勝敏

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年十一月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 田澤建築
- 二 氏名 田澤與志治
- 三 主たる営業所の所在地 青森市奥野四丁目一の一八
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二九）第一一九〇二号
- 五 取消年月日 平成二十九年十月三十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十九年九月一日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。
このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年十一月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 山三鉄建
- 二 氏名 石山公正
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字大清水二丁目一二の一二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二四）第二〇〇三七九号
- 五 取消年月日 平成二十九年十月三十日
- 六 取消しに係る建設業の許可
とび・土工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十九年五月七日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。
このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭